

# 新宿区議会情報セキュリティ基本方針

令和8年4月1日  
7新議調第1750号

## 1 目的

本方針は、新宿区議会（以下「議会」という。）が保有する情報資産の適切な管理を図るため、議会の情報セキュリティに関する基本的な事項について定めることを目的とする。

なお、本方針は、地方自治法第244条の6第1項で定めるサイバーセキュリティを確保するための方針に位置付けるものとする。

## 2 定義

### （1）ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

### （2）情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

### （3）情報セキュリティ

情報資産の機密の保持、正確性及び完全性の維持並びに定められた範囲での利用可能な状態の維持をいう。

### （4）情報セキュリティポリシー

本方針及び新宿区議会情報セキュリティ対策基準をいう。

## 3 対象とする脅威

情報セキュリティ対策を行う上で、特に留意すべき情報資産に対する脅威は、次に掲げる事項とする。

（1）不正なアクセス又は誤操作による情報資産の破壊、持ち出し、盗聴、改ざん若しくは消去

（2）構成機器、記録媒体又は帳票の破壊、紛失若しくは盗難

（3）故意又は過失による情報の漏えい

（4）コンピュータウイルス、地震、落雷、火災等による災害、情報セキュリティインシデント等による情報システムの停止

## 4 適用範囲

### （1）対象者

本方針の対象は、議会が保有する情報資産を取り扱う議員及び議会事務局職員とする。

## (2) 情報資産

本方針は、議会が保有する以下の情報資産を対象とする。ただし、議員個人が議員活動を通じて作成又は取得した情報を除く。

- ①ネットワーク及び情報システムの開発、変更、追加又は廃止(以下「開発等」という。)及び運用に係る全ての情報
- ②ネットワーク及び情報システムで取り扱う全ての情報(紙等の有体物に出力されたものを含む。)

## 5 遵守義務

議員及び議会事務局職員は、情報セキュリティの重要性について十分な認識を持つとともに、情報資産に関する業務を行うに当たり情報セキュリティポリシーを遵守する義務を負うものとする。

## 6 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

### (1) 組織体制

議会の保有する情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する体制を確立する。

### (2) 情報資産の分類と管理

議会の保有する情報資産をその内容に応じて分類し、その重要度に応じた情報セキュリティ対策を行うものとする。

### (3) 物理的セキュリティ

情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報資産の損傷及び情報資産への妨害から保護するための物理的な対策を講じる。

### (4) 人的セキュリティ

議員及び議会事務局職員に情報セキュリティポリシーの内容を周知徹底する等十分な教育及び啓発が講じられるために必要な人的な対策を講じる。

### (5) 技術的セキュリティ

情報資産を外部からの不正なアクセスから適切に保護するための情報資産へのアクセス制御、ネットワークの管理等の技術面の対策を講じる。

### (6) 運用

システム開発等の外部委託、ネットワークの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認等の運用面の対策を講じる。また、緊急事態が発生した際に迅速な対応を可能とするための危機管理対策を講じる。

### (7) 業務委託と外部サービス(クラウドサービス)の利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を

締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

#### （８）評価・見直し

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、適宜情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

### 7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

### 8 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要となった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討したうえで、情報セキュリティポリシーを見直す。

### 9 情報セキュリティ対策基準の策定

上記6、7及び8に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める新宿区議会情報セキュリティ対策基準を策定する。

### 10 情報セキュリティ実施手順の策定

議会事務局は、区の情報セキュリティ対策基準に基づき情報セキュリティ対策を行うため、情報セキュリティ実施手順を定める。